

相馬市復興推進計画

平成 29 年 1 月 19 日

福島県相馬市

1. 計画の区域

相馬市全域

2. 計画の目標

本市は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災より死者 458 名、地震・津波による住家被害が全壊 1,097 棟を含む 5,823 棟など人的にも物的にも甚大な被害を受けた。特に地域経済への影響は深刻で、事業所の休止・閉鎖・撤退が相次ぎ、震災以降、製造品出荷額等が 53 億円減少するなど、地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

また、本市のみならず相双地方の物流拠点であった相馬港の施設が津波により甚大な被害を受け、さらに JR 常磐線は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、相馬地方から首都圏へのアクセスが断たれたことで、物流機能が低下し、地域経済に大きな支障が生じている。

このような中、本市では平成 28 年 5 月に改定した「相馬市復興計画 Ver.2.3」において、雇用機会の拡大、市内産業の技術力・開発力の向上、人材育成の推進等を図り、地域経済を活性化させていくことを目的として、「中核工業団地等への企誘誘致」の推進を掲げている。

これを受け、本事業を実施することにより、本市の産業の中核である建築材料、鉱物・金属材料等卸売業を担う対象事業者の設備投資を支援することで、地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図る。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市における中核的産業のひとつである建築材料、鉱物・金属材料等卸売業において、地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図るため、立地企業の加工生産ラインの強化に向けた設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する株式会社アイ・テック（以下「対象事業者」という。）が、本市原釜において、鉄鋼製品の在庫機能及び建築向け鉄骨部材の加工生産ラインを備えた工場新設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

建築材料、鉱物・金属材料等卸売業は、本事業後の従業員数で、卸売業、小売業における上位 5 番目に位置する本市の中核的産業である。また、対象事業者の従業員数は本市の建築材料、鉱物・金属材料等卸売業の中で 21%を占めており、本市の卸売業、小売業に果たす役割として中核的な位置付けにあるものである。

本事業では、相馬港にて鉄鋼製品の在庫機能及び建築向け鉄骨部材の加工生産ラインを備えた相馬工場を新設する。これにより顧客の納期短縮や物流コスト削減が図られ、加えて本市の震災復興に向けた建材供給に貢献する。また、本工場では、荷捌き、加工、配送業務を担う人材として 30 名の新規雇用を計画している。

以上の雇用効果や経済効果は、目標に掲げた「地域経済の活力再生及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 6 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三菱東京 UFJ 銀行

株式会社静岡銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（３億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第４４条の規定に基づく措置）

５．当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

建築向け鉄骨部材の加工を行う対象事業者は、事業実施後、本市における建築材料、鋳物・金属材料等卸売業において代表的な事業者となり、その売上高および従業員数は当市に事業所を有する建築材料、鋳物・金属材料等卸売業の事業者の中でもトップクラスを誇るものとなる。

このため、当該計画の実施により、対象事業者が新規立地することによって、建築材料、鋳物・金属材料等卸売業の生産能力が増大し、関連する産業の活性化が図られ、もって地域産業の活性化と雇用の確保に結びつくものであり、これらの効果は、当市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

６．その他

本計画の策定に際し、法第４条第３項の規定に基づき、福島県からの意見聴取を行った。

また、相馬市、福島県、株式会社三菱東京 UFJ 銀行、株式会社静岡銀行、対象事業者を構成員とする相馬市復興推進計画地域協議会（地域協議会）において、法第４条第６項に基づく協議を行った。